

●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年10月5日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

| 項 目 | 監 査 結 果（対 象 機 関） | 措 置 の 状 況 |
|--------|--|--|
| 指導注意事項 | <p>ア 超過勤務手当の支給について 超過勤務手当の支給に当たり、誤って支給しているものがあったので、支給した相当額を返納させる必要がある。（秘書課）</p> <p>イ 負担金の支払について 負担金の支払に当たり、誤って支払っているものがあったので、支払った相当額を徴収する必要がある。（人事・行革課）</p> <p>ウ 補助金の適正な事務処理について 補助金の交付に当たっては、補助金交付要綱等に基づき適正な事務処理を行う必要がある。（総務学事課）</p> <p>エ 使用料の徴収について 使用料の証紙収入について、証紙収納簿が作成されていなかったため、作成する必要がある。（総務学事課）</p> <p>オ 休日給の支給について 休日給の支給に当たり、条例の規定の適用を誤って支給していたものがあったので、支払った相当額を返納させる必要がある。（危機管理課）</p> | <p>速やかに手続を取り、返納させた。</p> <p>速やかに手続を取り、返納させた。</p> <p>平成18年度は、交付要綱に定める期限までに実績報告書の提出を受け、額の確定を行った。</p> <p>証紙収納簿を作成した。</p> <p>速やかに手続を取り、返納させた。</p> |
| 検討指示事項 | <p>ア 県税に係る収入未済額について 県税及び延滞金等の税外収入に係る収入未済額の徴収については、強制徴収の強化や滞納整理の効率化を図るなど、積極的な徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があるので、引き続き効果的な徴収確保対策を講ずるよう検討する必要がある。</p> | <p>県税の収入確保は、財源確保及び税負担の公平の観点から、税務事務運営上の最重要課題であり、収入未済額圧縮のため、給与・預貯金等の差押や差押財産の公売を実施するなど徴収対</p> |

| | | |
|--|----|--|
| | る。 | <p>策の一層の充実強化に取り組んでいる。</p> <p>この結果、平成18年度の収入未済額は約23億600万円となり、前年度に比べて4億5,000万円余り減少した。</p> <p>今後は、制度改正により未済額全体に対する個人県民税の割合が増加することから、特別徴収制度の拡大や早期の滞納整理に取り組んでまいりたい。</p> |
|--|----|--|